

資料編

目次

< 業績の概要 >

1. 財務諸表

(1)貸借対照表	48～53
(2)損益計算書	54～55
(3)剰余金処分計算書	55
独立監査人の監査報告書謄本	56
監査報告書謄本	56

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	57
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	57

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	57
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	57
(3)①担保の種類別の貸出金残高	57
②担保の種類別の債務保証見返額	58
(4)用途別の貸出金残高	58
(5)預貸率の期末値及び期中平均値	58
(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	58

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高	59
(2)有価証券の種類別の残存期間別残高	59
(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高	59
(4)預証率の期末値及び期中平均値	59

5. 時価情報

(1)有価証券	60～61
(2)金銭の信託	61
(3)デリバティブ取引	61

6. 経営内容

(1)経常収益	62
(2)経常利益	62
(3)当期純利益	62
(4)出資総額及び出資総口数	62
(5)純資産額	62
(6)総資産額	62
(7)預金積金残高	62
(8)貸出金残高	62
(9)有価証券残高	62
(10)単体自己資本比率	62
(11)出資に対する配当金	62
(12)職員数	62
(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務 純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託 解約損益を除く）	62～63
(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	63
(15)受取利息及び支払利息の増減	63
(16)利益率	63

< 連結情報 >

1. 金庫及び子会社等の概況

(1)主要な事業内容及び子会社等の概要	64
(2)子会社等の状況	64
(3)事業の概況	64

2. 財産の状況

(1)財務諸表	65～72
(2)経営内容	72
(3)信用金庫法開示債権の状況	72
(4)連結セグメント情報	72

3. 自己資本充実の状況（連結に関する事項）

.....	73～77
-------	-------

注記事項（令和7年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～50年（税法基準の160%の償却率による）	その他	3年～20年
----	---------------------------	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は1,215百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

①年金資産の額	1,832,300百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
③差引額	△21,384百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分）0.2175%
 - 補足説明
 上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別途積立金は113,239百万円であり、
 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金40百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
 為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 6,092百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 また、令和6年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。
 なお、令和6年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,233百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 60百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,754百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,261百万円 |
| 危険債権額 | 11,082百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 18百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 172百万円 |
| 合計額 | 15,535百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、191百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|-----------|
| 有価証券 | 28,837百万円 |
|------|-----------|
- 担保資産に対応する債務はありません。
- 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金8,329百万円を差し入れております。
23. 出資1口当たりの純資産額 682円28銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にALM委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
- このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。
- これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区分99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,284百万円です。
- なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 (時価の算定方法については(注1)参照) なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
 ((注2)参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	72,760	71,624	△1,135
(2) 有価証券	89,412	88,738	△674
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	10,496	9,822	△674
その他有価証券	78,916	78,916	—
(3) 貸出金(*1)	182,516	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,092	—	—
	176,423	175,884	△539
金融資産計	338,596	336,246	△2,349
(1) 預金積金(*1)	338,033	335,756	△2,277
(2) 借入金(*1)	268	290	21
金融負債計	338,302	336,047	△2,255

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	247
組合出資金(*2)	83
合 計	341

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】 上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

【主な分類商品】 地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

【主な分類商品】 外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	—	—	1,305	1,305
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券（其他有価証券）	19,079	56,378	3,457	78,916
うち株式	1,440	—	—	1,440
国債	9,846	—	—	9,846
地方債	—	12,554	—	12,554
社債	—	25,077	—	25,077
その他の証券	7,793	18,747	3,457	29,998
その他	—	—	—	—
金融資産計	19,079	56,378	4,763	80,221
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	2,382	28,000	7,500	12,800
有価証券	5,406	14,992	15,848	28,019
満期保有目的の債券	—	2,300	5,660	2,535
其他有価証券のうち満期があるもの	5,406	12,692	10,188	25,483
貸出金(*2)	26,089	64,924	45,699	25,927
合 計	33,878	107,917	69,048	66,746

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	316,842	20,492	699	—
借入金	31	125	100	11
合 計	316,873	20,617	799	11

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券

該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,723	3,436	△286
	地方債	2,175	2,062	△112
	社債	2,197	2,099	△98
	その他	2,400	2,223	△176
	小 計	10,496	9,822	△674
合 計		10,496	9,822	△674

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

其他有価証券で時価のあるもの (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	971	844	126
	債券	1,359	1,358	1
	国債	—	—	—
	地方債	927	926	1
	社債	432	431	0
	その他	5,318	4,762	556
	小 計	7,649	6,965	684
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	468	504	△35
	債券	46,117	50,951	△4,833
	国債	9,846	11,547	△1,701
	地方債	11,626	13,018	△1,391
	社債	24,645	26,386	△1,740
	その他	24,679	26,752	△2,073
	小 計	71,266	78,208	△6,942
合 計		78,916	85,174	△6,258

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります (単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,428	256	△76
債券	1,539	—	△286
国債	1,539	—	△286
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	5,815	185	△255
合計	9,784	442	△618

29. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、61,805百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,003百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	130 百万円
退職給付引当金	86 百万円
貸出金有税償却額	258 百万円
貸倒引当金(有税額)	1,554 百万円
賞与引当金	21 百万円
その他有価証券評価差額金	1,775 百万円
その他	247 百万円
繰延税金資産小計	4,074 百万円
評価性引当額	△3,119 百万円
繰延税金資産合計	955 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	955 百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を修正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日移行開始する事業年度以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は18百万円増加し、法人税等調整額は18百万円減少しております。

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 5百万円

(2)損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5.4.1~令和6.3.31)	令和6年度 (令和6.4.1~令和7.3.31)
経常収益	4,264,112	5,178,009
資金運用収益	3,464,137	4,001,440
貸出金利息	2,391,784	2,437,560
預け金利息	247,184	381,264
有価証券利息配当金	693,201	1,040,786
その他の受入利息	131,966	141,829
役務取引等収益	408,404	434,876
受入為替手数料	135,500	146,253
その他の役務収益	272,903	288,623
その他業務収益	36,512	15,972
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	200	—
国債等債券償還益	4,767	2,324
その他の業務収益	31,545	13,647
その他経常収益	355,057	725,718
貸倒引当金戻入益	—	263,446
償却債権取立益	9,497	10,108
株式等売却益	296,699	442,433
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	48,861	9,730
経常費用	8,306,308	4,471,328
資金調達費用	34,862	187,303
預金利息	21,506	175,858
給付補填備金繰入額	377	523
借入金利息	7,133	6,398
その他の支払利息	5,844	4,522
役務取引等費用	283,918	276,910
支払為替手数料	51,195	53,296
その他の役務費用	232,722	223,614
その他業務費用	100,522	540,060
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	98,041	527,322
国債等債券償還損	808	9,938
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,673	2,799
経費	2,830,414	2,928,482
人件費	1,619,241	1,679,433
物件費	1,099,811	1,127,851
税金	111,361	121,197
その他経常費用	5,056,591	538,571
貸倒引当金繰入額	4,911,686	—
貸出金償却	2,527	395,792
株式等売却損	102,095	91,134
株式等償却	590	400
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	5,152	6,169
その他の経常費用	34,539	45,075
経常利益又は経常損失(△)	△4,042,196	706,680
特別利益	—	28,829
固定資産処分益	—	28,829
その他の特別利益	—	—
特別損失	117,503	62,002
固定資産処分損	670	3,517
減損損失	116,832	58,484
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	△4,159,700	673,507
法人税、住民税及び事業税	188,063	138,823
法人税等調整額	△488,463	102,142
法人税等合計	△300,399	240,965
当期純利益又は 当期純損失(△)	△3,859,300	432,541
繰越金(当期首残高)	148,249	174,632
当期末処分剰余金又は 当期末処理損失金(△)	△3,711,050	607,174

注記事項（令和7年3月期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 11,544千円
子会社との取引による費用総額 67,796千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 31円3銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	951
鹿島郡内		土地	85
鳳珠郡内	事業用資産	土地	574
輪島市内		土地	1,721
羽咋郡内		土地	42,993
		建物	11,935
		動産	220
合計			58,484

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

(3) 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5.4.1～令和6.3.31)	令和6年度 (令和6.4.1～令和7.3.31)
当期末処分剰余金又は 当期末処理損失金(△)	△3,711,050	607,174
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	3,900,000	—
利益準備金限度超過取崩額	—	30,641
剰余金処分額	14,316	470,577
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年2%) 14,316	(年3%) 20,577
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	450,000
繰越金(当期末残高)	174,632	167,237

注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

※令和5年度及び令和6年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月18日

のと共栄信用金庫

理事長

鈴木 正俊

独立監査人の監査報告書

令和7年5月27日

のと共栄信用金庫
理事会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員	公認会計士	尾川 克明
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	南波 洋行
業務執行社員		

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第110期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通過し、通過の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任
経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。すなわち、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することである。

また、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を及ぼすと考えられると判断される場合には、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施して、以下の意見を形成する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>
剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第110期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係
金庫と当監査法人又は業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第110期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。

業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月28日

のと共栄信用金庫監事会

常勤監事 田村 謙吉 ㊞ 監事 池水 龍一 ㊞

監事 吉川 外喜男 ㊞

(注) 監事 池水 龍一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

2. 預金業務

(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 (単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
流	動	166,212	180,786
	うち有利利息預金	148,689	164,579
定	期	167,090	156,460
	うち固定金利定期預金	160,636	150,683
	うち変動金利定期預金	9	8
そ	の	895	992
	計	334,198	338,238
譲	渡	—	—
合	計	334,198	338,238

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
定	期	149,121	146,452
	固定金利定期預金	149,111	146,445
	変動金利定期預金	9	7
	そ	—	—
	の		
	他		

3. 融資業務

(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
手	形	5,251	5,114
証	書	153,349	156,761
当	座	17,825	16,714
割	引	237	182
合	計	176,664	178,773

(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
貸	出	177,474	182,516
	うち変動金利	55,408	54,140
	うち固定金利	122,066	128,375

(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

① 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
当	金	846	838
有	価	—	—
動	産	—	—
不	動	21,131	19,939
そ	の	—	—
	他		
	計	21,978	20,778
信	用	47,691	52,072
保	証	17,046	16,658
信	用	90,759	93,007
合	計	177,474	182,516

②債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	0
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	2,444	2,219
そ の 他	—	—
計	2,445	2,219
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	29	47
信 用	1,894	1,837
合 計	4,369	4,104

(4)使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	79,672	44.89%	82,421	45.15%
運 転 資 金	97,802	55.11%	100,094	54.84%
合 計	177,474	100.00%	182,516	100.00%

(5)預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金(期末残高)(A)	177,474	182,516
預金(期末残高)(B)	329,839	338,033
預 貸 率	(A / B)	53.80%
	期 中 平 均	52.86%
		52.85%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	344	14,418	8.12%	337	13,605	7.45%
農 業、林 業	43	848	0.47%	37	745	0.40%
漁 業	24	185	0.10%	19	162	0.08%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—%	—	—	—%
建 設 業	816	16,693	9.40%	812	17,446	9.55%
電気・ガス・熱供給・水道業	27	555	0.31%	26	520	0.28%
情 報 通 信 業	9	143	0.08%	11	249	0.13%
運 輸 業、郵 便 業	101	3,959	2.23%	99	3,966	2.17%
卸 売 業、小 売 業	531	11,977	6.74%	527	12,093	6.62%
金 融 業、保 険 業	20	10,358	5.83%	20	11,329	6.20%
不 動 産 業	460	22,946	12.92%	452	22,602	12.38%
物 品 賃 貸 業	7	364	0.20%	8	553	0.30%
学術研究、専門・技術サービス業	102	5,096	2.87%	96	5,038	2.76%
宿 泊 業	60	6,280	3.53%	60	6,425	3.52%
飲 食 業	478	7,293	4.10%	483	6,674	3.65%
生活関連サービス業、娯楽業	272	3,592	2.02%	280	3,989	2.18%
教 育、学 習 支 援 業	28	883	0.49%	28	962	0.52%
医 療・福 祉	138	5,362	3.02%	143	5,648	3.09%
そ の 他 サ ー ビ ス	325	9,317	5.24%	323	9,448	5.17%
小 計	3,785	120,276	67.77%	3,761	121,462	66.54%
地 方 公 共 団 体	17	25,238	14.22%	18	29,205	16.00%
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,638	31,959	18.00%	8,191	31,847	17.44%
合 計	12,440	177,474	100.00%	11,970	182,516	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

(2)有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和5 年度	国債	—	—	—	—	1,566	10,578	—	12,145
	地方債	3,538	2,608	547	241	5,125	5,664	—	17,725
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,569	2,280	4,131	8,221	10,698	1,801	—	29,703
	株式	—	—	—	—	—	—	1,831	1,831
	外国証券	—	902	687	1,500	201	1,624	15,297	20,212
	その他証券	—	801	2,866	420	602	—	4,537	9,227
令和6 年度	国債	—	—	—	—	5,289	8,279	—	13,569
	地方債	2,596	27	975	1,624	4,837	4,667	—	14,729
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,110	580	8,147	4,540	10,360	1,536	—	27,275
	株式	—	—	—	—	—	—	1,697	1,697
	外国証券	699	398	2,180	—	191	1,570	14,225	19,266
	その他証券	9	1,150	1,758	428	388	0	9,479	13,215

(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	12,145	12,260	13,569	13,644
地方債	17,725	17,912	14,729	17,451
短期社債	—	—	—	—
社債	29,703	30,490	27,275	29,870
株式	1,831	818	1,697	1,450
外国証券	20,212	20,558	19,266	20,778
その他証券	9,227	8,004	13,215	11,846
合計	90,846	90,044	89,753	95,042

(4)預証率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
有価証券(期末残高)	(A)	90,846	89,753
預金(期末残高)	(B)	329,839	338,033
預証率	(A / B)	27.54%	26.55%
	期中平均	26.94%	28.09%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

5. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	500	503	3	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	500	507	7	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,000	1,010	10	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	2,925	2,885	△40	3,723	3,436	△286
	地 方 債	1,195	1,189	△5	2,175	2,062	△112
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,097	1,084	△13	2,197	2,099	△98
	そ の 他	2,200	2,098	△101	2,400	2,223	△176
	小 計	7,418	7,256	△161	10,496	9,822	△674
	合 計	8,418	8,267	△150	10,496	9,822	△674

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額取得原価を超えるもの	株 式	1,203	987	216	971	844	126
	債 券	11,302	11,249	53	1,359	1,358	1
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	6,433	6,404	28	927	926	1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,869	4,844	24	432	431	0
	そ の 他	7,319	6,611	707	5,318	4,762	556
	小 計	19,825	18,848	977	7,649	6,965	684
貸借対照表計上額取得原価を超えないもの	株 式	370	384	△13	468	504	△35
	債 券	42,054	44,839	△2,785	46,117	50,951	△4,833
	国 債	9,220	10,405	△1,185	9,846	11,547	△1,701
	地 方 債	9,597	10,358	△760	11,626	13,018	△1,391
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	23,236	24,075	△838	24,645	26,386	△1,740
	そ の 他	19,858	21,716	△1,857	24,679	26,752	△2,073
	小 計	62,283	66,939	△4,656	71,266	78,208	△6,942
	合 計	82,108	85,787	△3,679	78,916	85,174	△6,258

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	247	247
その他の証券・投資事業有限責任組合	61	83
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	—	—
合計	319	341

(2)金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

② 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和5年度					令和6年度				
貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額			
		うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの			うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの		
—	—	—	—	—	—	—	—		

(注) 上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引

- ①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

6. 経営内容

(1) ～ (12)最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	4,147,806	4,072,401	3,886,928	4,264,112	5,178,669
経常利益 (△は経常損失)	234,963	290,494	340,376	△4,042,196	706,680
当期純利益 (△は当期純損失)	138,040	166,271	203,315	△3,859,300	432,541

(単位：百万円、百万口)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出資総額	746	742	735	730	705
出資総口数	14	14	14	14	20
純資産額	19,646	18,595	15,768	11,933	9,744
総資産額	383,811	389,415	363,556	347,823	353,501
預金積金残高	325,427	328,684	334,390	329,839	338,033
貸出金残高	181,959	178,393	177,370	177,474	182,516
有価証券残高	82,117	86,361	83,447	90,846	89,753
単体自己資本比率	13.34%	13.35%	13.20%	11.10%	12.26%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1円	1円	1円	1円	1.5円
役員数	13人	12人	12人	11人	10人
うち常勤役員数	9人	7人	7人	6人	5人
職員数	210人	215人	200人	192人	185人
会員数	30,044人	30,059人	30,123人	30,069人	28,649人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)業務粗利益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	3,429,275	3,814,136
資金運用収益	3,464,137	4,001,440
資金調達費用	34,862	187,303
役務取引等収支	124,485	157,965
役務取引等収益	408,404	434,876
役務取引等費用	283,918	276,910
その他業務収支	△64,010	△524,087
その他業務収益	36,512	15,972
その他業務費用	100,522	540,060
業務粗利益	3,489,751	3,448,015
業務粗利益率	0.99%	0.97%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度 - 千円、令和6年度 - 千円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	172,267	540,926
実質業務純益	682,657	540,926
コア業務純益	776,540	1,075,862
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	776,540	948,205

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(14) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

① 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円)

	平均残高		利息		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	351,682	354,709	3,464,137	4,001,440	0.98%	1.12%
うち貸出金	176,664	178,773	2,391,784	2,437,560	1.35%	1.36%
うち預け金	82,731	77,812	247,184	381,264	0.29%	0.49%
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	90,044	95,042	693,201	1,040,788	0.76%	1.09%
資金調達勘定	336,105	338,775	34,862	187,303	0.01%	0.05%
うち預金積金	334,198	338,238	21,883	176,382	0.00%	0.05%
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1,614	287	7,133	6,398	0.44%	2.22%

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度 192百万円、令和6年度 206百万円)及び金銭の信託平均残高(令和5年度 - 百万円、令和6年度 - 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度 - 百万円、令和6年度 - 百万円)及び利息(令和5年度 - 千円、令和6年度 - 千円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 資金利鞘

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	0.98%	1.12%
資金調達原価率	0.84%	0.91%
総資金利鞘	0.14%	0.21%

(15) 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△101,492	154,960	53,468	98,030	439,274	537,305
うち貸出金	△7,037	△36,212	△43,249	28,750	17,026	45,776
うち預け金	△73,244	181,834	108,590	△24,104	158,184	134,080
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	6,846	△19,489	△12,643	54,732	292,853	347,585
支払利息	△130,257	133,429	3,172	△28,250	180,692	152,442
うち預金積金	279	3,709	3,988	2,107	152,392	154,499
うち借入金	△130,371	129,560	△811	△29,575	28,840	△735

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

(16) 利益率

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	△1.14%	0.19%
総資産当期純利益率	△1.09%	0.12%

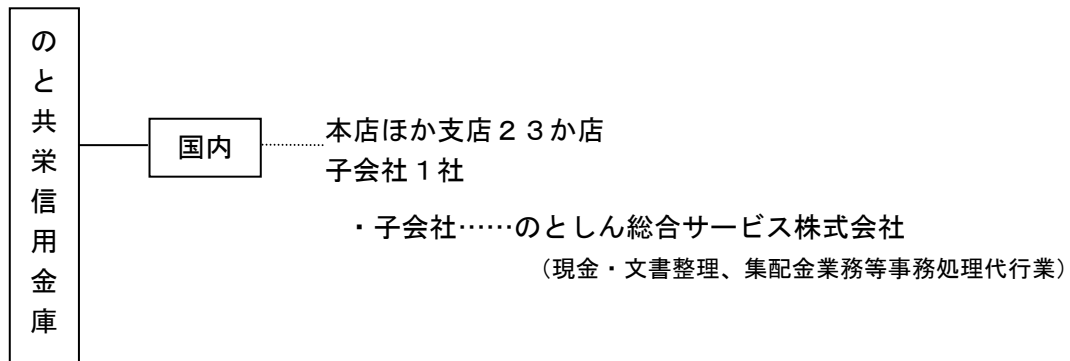
- (注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

連 結 情 報

1. 金庫及び子会社等の概況

(1) 主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



(2) 子会社等の状況

名 称	のとしん総合サービス株式会社
所 在 地	七尾市国分町井部2番地
資 本 金	10,000千円
主 要 業 務 内 容	現金の集配・整理、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ATM管理、決算書（取引先）の入力、重要用紙の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、宣伝物等物品購入販売業務、販促品・物品管理業務、メール交換及び付随業務
設 立 年 月 日	昭和63年8月8日
当 金 庫 の 議 決 権 比 率	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%

(3) 事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が353,497百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して3百万円の減少、自己資本合計は16,833百万円で、39百万円の増加となりました。

損益では経常利益は713百万円で、のと共栄信用金庫単体と比較して6百万円の増益、当期純利益も439百万円で6百万円の増益となりました。

また、連結自己資本比率は12.29%となりました。

2. 財産の状況

(1)財務諸表

①連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6.3.31現在)	令和6年度 (令和7.3.31現在)
(資産の部)		
現金及び預け金	74,912,454	76,309,379
買入金銭債権	1,058,492	1,305,332
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	90,838,572	89,745,684
貸出金	177,474,982	182,516,039
外国為替	—	—
その他資産	2,365,227	2,373,954
有形固定資産	2,348,782	2,162,766
建物	430,638	375,248
土地	1,545,231	1,503,264
リース資産	134,068	97,004
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	238,843	187,248
無形固定資産	98,710	113,821
ソフトウェア	68,671	85,552
リース資産	—	1,623
その他の無形固定資産	30,039	26,645
繰延税金資産	1,060,782	958,518
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	4,369,829	4,104,843
貸倒引当金(△)	△6,706,946	△6,092,544
資産の部合計	347,820,888	353,497,796
(負債の部)		
預金積金	329,783,568	337,972,921
譲渡性預金	—	—
借入金	300,323	268,989
外国為替	—	—
その他負債	837,488	802,095
賞与引当金	80,357	79,794
役員賞与引当金	8,668	8,540
退職給付引当金	328,514	316,882
役員退職慰労引当金	104,423	117,992
その他の引当金	40,683	41,484
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	35	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	4,369,829	4,104,843
負債の部合計	335,853,901	343,713,542
(純資産の部)		
出資金	730,815	705,172
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	14,935,415	15,360,188
処分未済持分	△20,169	△22,753
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	15,646,061	16,042,607
その他有価証券評価差額金	△3,679,074	△6,258,353
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△3,679,074	△6,258,353
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	11,966,986	9,784,253
負債及び純資産の部合計	347,820,888	353,497,796

連結財務諸表の作成方針（令和7年3月期）

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等・・・子会社 1社
のとしん総合サービス株式会社
 - 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社の決算日
3月末日 1社
- 連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生しておりません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び必要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は1,215百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

①年金資産の額	1,832,300百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
③差引額	△21,384百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分） 0.2175%
 - 補足説明
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別途積立金は113,239百万円であります。
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金40百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 6,092百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、令和6年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。

なお、令和6年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	5,233百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額	10百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額	60百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額	3,754百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,261百万円
危険債権額	11,082百万円
三月以上延滞債権額	18百万円
貸出条件緩和債権額	172百万円
合計額	15,535百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、191百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産
有価証券 28,837百万円

担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金8,329百万円を差し入れております。

23. 出資1口当たりの純資産額 685円18銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にALM委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従って行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区分99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,284百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については(注1)参照) なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照)また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	72,760	71,624	△1,135
(2) 有価証券	89,412	88,738	△674
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	10,496	9,822	△674
その他有価証券	78,916	78,916	—
(3) 貸出金(*1)	182,516	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,092	—	—
	176,423	175,884	△539
金融資産計	338,596	336,246	△2,349
(1) 預金積金(*1)	338,033	335,756	△2,277
(2) 借入金(*1)	268	290	21
金融負債計	338,302	336,047	△2,255

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	—
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	249
組合出資金(*2)	61
合 計	311

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品进行分类しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	—	—	1,305	1,305
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券(その他有価証券)	19,079	56,378	3,457	78,916
うち株式	1,440	—	—	1,440
国債	9,846	—	—	9,846
地方債	—	12,554	—	12,554
社債	—	25,077	—	25,077
その他の証券	7,793	18,747	3,457	29,998
その他	—	—	—	—
金融資産計	19,079	56,378	4,763	80,221
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	2,382	28,000	7,500	12,800
有価証券	5,406	14,992	15,848	28,019
満期保有目的の債券	—	2,300	5,660	2,535
その他有価証券のうち満期があるもの	5,406	12,692	10,188	25,483
貸出金(*2)	26,089	64,924	45,699	25,927
合 計	33,878	107,917	69,048	66,746

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	316,842	20,492	699	—
借用金	31	125	100	11
合 計	316,873	20,617	799	11

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし
満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,723	3,436	△286
	地方債	2,175	2,062	△112
	社債	2,197	2,099	△98
	その他	2,400	2,223	△176
	小 計	10,496	9,822	△674
合 計		10,496	9,822	△674

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	971	844	126
	債券	1,359	1,358	1
	国債	—	—	—
	地方債	927	926	1
	社債	432	431	0
	その他	5,318	4,762	556
小 計	7,649	6,965	684	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	468	504	△35
	債券	46,117	50,951	△4,833
	国債	9,846	11,547	△1,701
	地方債	11,626	13,018	△1,391
	社債	24,645	26,386	△1,740
	その他	24,679	26,752	△2,073
小 計	71,266	78,208	△6,942	
合 計		78,916	85,174	△6,258

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,428	256	△76
債券	1,539	—	△286
国債	1,539	—	△286
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	5,815	185	△255
合計	9,784	442	△618

29. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、61,805百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,003百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	130 百万円
退職給付引当金	86 百万円
貸出金有税償却額	258 百万円
貸倒引当金(有税額)	1,554 百万円
賞与引当金	21 百万円
その他有価証券評価差額金	1,775 百万円
その他	247 百万円
繰延税金資産小計	4,074 百万円
評価性引当額	△3,119 百万円
繰延税金資産合計	955 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	955 百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は18百万円増加し、法人税等調整額は18百万円減少しております。

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 5百万円

②連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	(令和5.4.1~令和6.3.31)	(令和6.4.1~令和7.3.31)
経常収益	4,264,112	5,178,670
資金運用収益	3,464,137	4,001,440
貸出金利息	2,391,784	2,437,560
預け金利息	247,184	381,264
有価証券利息配当金	693,201	1,040,786
その他の受入利息	131,966	141,829
役員取引等収益	408,404	434,876
その他業務収益	36,512	15,973
その他経常収益	355,057	726,379
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	9,497	10,108
その他の経常収益	345,560	716,271
経常費用	8,300,952	4,465,117
資金調達費用	34,861	187,271
預金利息	21,505	176,350
給付補填備金繰入額	377	523
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	7,133	6,398
その他の支払利息	5,844	4,522
役員取引等費用	283,918	276,910
その他業務費用	100,490	540,060
経常費	2,834,676	2,925,473
その他経常費用	5,047,005	535,400
貸出金償却	2,527	395,792
貸倒引当金繰入額	4,911,686	—
一般貸倒引当金繰入額	510,390	—
個別貸倒引当金繰入額	4,401,296	—
その他の経常費用	132,791	139,608
経常利益又は経常損失(△)	△4,036,840	713,552
特別利益	—	28,829
固定資産処分益	—	28,829
その他の特別利益	—	—
特別損失	117,503	62,002
固定資産処分損	670	3,517
減損損失	116,832	58,484
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益又は純損失(△)	△4,154,343	680,380
法人税、住民税及び事業税	188,144	139,060
法人税等調整額	△488,603	102,229
法人税等合計	△300,459	241,289
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,853,884	439,090
非支配株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	△3,853,884	439,090

注記事項(令和7年3月期)

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 31円50銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	951
鹿島郡内		土地	85
鳳珠郡内		土地	574
輪島市内	事業用資産	土地	1,721
羽咋郡内		土地	42,993
		建物	11,935
		動産	220
合計			58,484

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産については、各々1つの単位でグループングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

③連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5.4.1~令和6.3.31)	令和6年度 (令和6.4.1~令和7.3.31)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	18,803,672	14,935,415
利益剰余金増加高	—	439,090
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	439,090
利益剰余金減少高	3,868,257	14,316
親会社株主に帰属する 当期純損失	3,853,884	—
配当金	14,373	14,316
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	14,935,415	15,360,188

注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2)経営内容

①~⑥ 当連結会計年度に係る主要な経営指標等

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益	4,152	4,076	3,891	4,264	5,178
連結経常利益 (△は経常損失)	233	286	333	△4,036	713
連結当期純利益 (△は当期純損失)	136	162	196	△3,853	439
連結純資産額	19,684	18,629	15,796	11,966	9,784
連結総資産額	383,807	389,412	363,553	347,820	353,497
連結自己資本比率	13.37%	13.36%	13.22%	11.11%	12.29%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3)信用金庫法開示債権の状況

①~⑤ 連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,016	4,261
危険債権	11,969	11,082
三月以上延滞債権	26	18
貸出条件緩和債権	259	172
小計	17,271	15,535
正常債権	164,707	171,187
総与信残高	181,978	186,723

(4)連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本の充実の状況(連結に関する事項)

■連結の範囲に関する事項

- ①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結グループ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②当金庫の連結グループは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容はP.63をご参照ください。
- ③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- ④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■自己資本調達手段の概要 ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P.21をご参照ください。

■連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,631	16,022
うち、出資金及び資本剰余金の額	730	705
うち、利益剰余金の額	14,935	15,360
うち、外部流出予定額(△)	14	20
うち、上記以外に該当するものの額	△20	△22
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後被支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	886	925
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	886	925
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,518	16,947
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	98	113
うち、のれんに係るもの(のれん相当差異額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	98	113
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	98	113
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,419	16,833
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	140,951	130,406
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,726	6,525
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	147,677	136,932
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.11%	12.29%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■ 定量的な開示事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	140,951	5,638	130,406	5,216
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	129,871	5,194	116,749	4,669
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
ソブリン向け	6,657	266	2,939	117
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,469	658	14,850	594
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	930	37
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	53,884	2,155	43,497	1,739
中小企業等向け及び個人向け	30,751	1,230	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	20,839	833
トランザクター向け	—	—	896	35
抵当権付住宅ローン	1,925	77	—	—
不動産取得等事業向け	10,615	424	—	—
不動産関連向け	—	—	15,293	611
自己居住用不動産等向け	—	—	4,427	177
賃貸用不動産向け	—	—	9,522	380
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	1,343	53
劣債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	439	17	—	—
その他	9,127	365	4,024	160
延滞等向け	—	—	6,571	262
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	179	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	1,606	64
上記以外	7,339	293	6,946	277
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,028	81	2,028	81
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,651	106	2,387	95
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,659	106	2,530	101
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,861	434	13,214	528
ルック・スルー方式	10,861	434	13,214	528
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	217	8	440	17
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,726	269	6,525	261
BI	—	—	4,350	—
BIC	—	—	522	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	147,677	5,907	136,932	5,477

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
7. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
9. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
製 造 業	20,673	19,802	14,939	14,058	4,899	5,000	—	—	40	641
農 業、林 業	1,037	891	1,037	891	—	—	—	—	0	18
漁 業	185	162	185	162	—	—	—	—	3	40
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	17,602	18,243	16,799	17,522	700	600	—	—	47	407
電気・ガス・熱供給・水道業	6,071	6,041	555	520	5,400	5,500	—	—	—	—
情 報 通 信 業	879	992	164	269	600	600	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5,207	5,232	3,976	4,022	1,201	1,201	—	—	—	87
卸売業、小売業	13,491	13,597	12,410	12,463	1,000	1,000	—	—	38	658
金融業、保険業	91,505	94,345	10,358	11,329	6,899	7,899	—	—	—	—
不 動 産 業	25,975	25,742	24,525	24,204	1,397	1,397	—	—	31	532
物 品 賃 貸 業	384	565	384	565	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5,145	5,280	5,137	5,075	—	—	—	—	6	14
宿 泊 業	6,285	6,425	6,285	6,425	—	—	—	—	112	2,671
飲 食 業	7,420	6,784	7,420	6,784	—	—	—	—	17	310
生活関連サービス業、娯楽業	3,796	4,224	3,596	3,993	200	200	—	—	12	170
教育、学習支援業	883	962	883	962	—	—	—	—	2	35
医 療、福 祉	5,736	5,981	5,736	5,981	—	—	—	—	8	58
その他のサービス	9,515	9,589	9,436	9,559	—	—	—	—	77	126
国・地方公共団体等	70,251	71,417	25,238	29,205	45,009	42,208	—	—	—	—
個 人	32,773	32,622	32,773	32,622	—	—	—	—	47	248
そ の 他	27,796	38,818	725	1,468	16,218	15,318	—	—	—	—
業 種 別 合 計	352,619	367,724	182,570	188,089	83,526	80,926	—	—	447	6,019
1 年 以 下	48,578	36,885	32,775	29,078	5,795	5,414	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	34,380	33,855	12,115	8,668	5,780	987	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	33,150	38,785	14,966	20,087	5,183	11,483	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	32,265	26,268	20,858	19,946	9,955	4,827	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	51,443	65,032	39,186	47,426	6,156	10,690	—	—	—	—
1 0 年 超	108,966	106,160	61,630	61,155	34,436	32,204	—	—	—	—
期間の定めのないもの	43,833	60,736	1,037	1,725	16,218	15,318	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	352,619	367,724	182,570	188,089	83,526	80,926	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失に伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
- ※当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	73,779
10%	—	48,002
20%	4,999	86,178
35%	—	5,501
50%	23,397	2,389
75%	—	31,806
100%	800	73,728
150%	—	119
200%	—	—
250%	—	1,190
1,250%	—	—
その他	—	725
合計	352,619	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	令和6年度		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	207,355	1,638	10	235,925
40%～70%	52,860	45,084	10	27,208
75%	24,537	10,109	29	26,574
80%	—	—	—	0
85%	31,409	5,494	31	33,113
90%～100%	29,841	3,776	39	30,490
105%～130%	6,033	—	—	6,033
150%	3,510	139	11	3,444
250%	955	—	—	955
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	356,504	66,243	16	363,475

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであり、

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 27をご参照ください。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 28・29をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30・31をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループでは、「標準的計測手法」により、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額	538	522

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 32をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 32をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 32をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 32をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 33をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		其他有価証券で時価のあるもの					其他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	令和5年度	—	—	1,371	1,574	202	216	13	—
	令和6年度	—	—	1,349	1,440	90	126	35	—
非上場株式等	令和5年度	—	—	167	214	46	46	—	2,171
	令和6年度	—	—	167	168	1	1	—	2,193
合計	令和5年度	—	—	1,539	1,788	249	263	13	2,171
	令和6年度	—	—	1,516	1,608	92	127	35	2,193

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。